

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令
要綱

一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこと。
（第一条、第二条、第三条、第四条及び第五条関係）

二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十一号）附則第四条
第一項の規定に基づく経過措置として期末特別手当が支給される場合における地方自治法施行令等の規定
の読替規定を設けること。（附則第二条関係）

三 この政令は、公布の日から施行すること。